



監 第 538 号
令和8年10月27日

建設産業団体連合会長 殿

土 木 部 長

労務費ダンピング調査の試行について（通知）

このことについて、令和7年12月12日に完全施行された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条及び第13条の規定により、建設業者は公共工事の入札時に労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、発注者はその提出された書類の内容の確認等必要な措置を講じなければならないとされています。

発注者が入札金額の記載内容を確認する際の、労務費等の適正性を確認する方法として、下記のとおり「労務費ダンピング調査」を当面の間、試行することとしたので通知します。

記

1 対象工事

土木部が発注する予定価格4千万円以上の建設工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事に該当しないもの（除草工事、剪定工事等）は対象外）

2 労務費ダンピング調査の実施方法

落札候補者が提出した入札金額内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かどうかの確認を行う。「一定水準」については、当該工事の直接工事費の官積算額に0.97を乗じたものとする。直接工事費が「一定水準」を下回る場合、入札を執行する主管課長又は出先機関の長は、落札候補者から別紙の理由書（以下、「理由書」という。）を徴し、確認を行う。また、当該入札が「低入札価格調査制度実施運営要領」に基づく低入札価格調査の対象となっている場合は、低入札価格調査の結果、履行可能と判断された後に、直接工事費が「一定水準」を下回る場合、落札候補者から「理由書」を徴し、確認を行うものとする。

労務費ダンピング調査の流れは、（別紙）労務費ダンピング調査の実施方法を参考とされたい。

3 合理的な回答が得られなかった場合の対応

「理由書」で合理的な回答が確認できなかった場合でも、契約は締結するものとするが、必要に応じて、建設業法に基づく調査等を実施する。

4 その他

「理由書」の提出を行わない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

5 適用

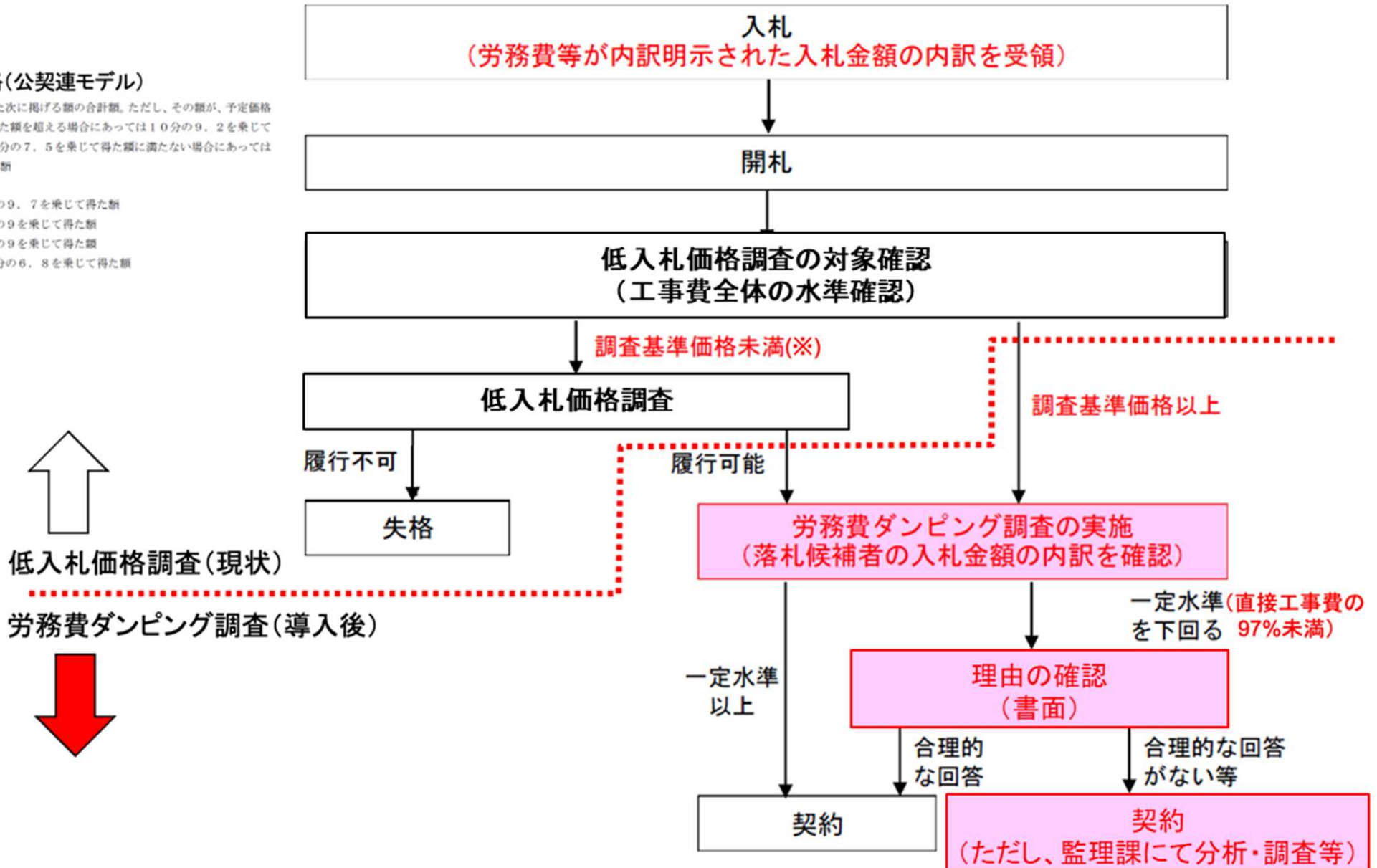
令和8年11月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

【労務費ダンピング調査の流れ】

(※)調査基準価格(公契連モデル)

1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が、予定価格に10分の9、2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9、2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7、5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7、5を乗じて得た額

- ① 直接工事費の額に10分の9、7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6、8を乗じて得た額



令和 年 月 日

〇〇 〇〇殿

住所
商号又は名称
代表者 氏名

理 由 書

工事番号
工 事 名

当該工事について、当該労務費で入札した理由は、以下のとおりです。

理由書 記載例

令和 年 月 日

〇〇 〇〇殿

住所
商号又は名称
代表者 氏名

理 由 書

工事番号
工 事 名

本工事について、当該労務費で入札した理由は、以下のとおりです。

回答（例）

- ・現場条件が良く、官積算よりも生産性が高いことを想定している。
（例：現場への進入が容易、連続作業が可能、制約（規制等）が少ない）
- ・施工箇所が本社所在地に近く現地状況に精通しており、効率よく施工できることを想定している。
- ・同種工事の施工経験が豊富であり、官積算よりも効率化できることを想定している。

等